平成２２年（フ）第８８８号
札幌市西区発寒４条５丁目７番30号　グリーンハイム201号
破産者　株式会社サイファレストランシステム
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２７号
千葉県四街道市栗山1051番地17　エクレール弐番館102
破産者　角原　孝一
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２００２２号
東京都三鷹市上連雀７丁目28番27―209号
破産者　有限会社ケーティーシー
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第７７号
相模原市中央区田名塩田４丁目12番12号
破産者　有限会社丸伊自動車整備工場
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３６１４号
愛知県稲沢市祖父江町祖父江字寺内330番地１、商業登記簿上の本店所在地名古屋市港区甚兵衛通５丁目12番地の１
破産者　ケーイチ東海株式会社
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０５号
広島市西区三滝本町２丁目１番１号
破産者　株式会社きじインテリア
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６４号
沖縄県沖縄市字古謝1226番地　古謝団地７棟402号
破産者　玉木　竜司
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１１５９号
仙台市青葉区本町２丁目10番33号
破産者　株式会社アンメディア
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９７号
川崎市高津区下野毛３丁目12番20号
破産者　有限会社三井機工
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１号
富山県射水市作道692番地の２
破産者　有限会社新世工業
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第４６７号
岐阜県各務原市尾崎西町２丁目１番地　尾崎団地Ａ18棟1812、開始決定時の住所岐阜市福富笠海道79番地６
破産者　中村　高治
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１２３１号
京都府木津川市加茂町銭司金鋳山16番地
破産者　松本　一成
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結

平成２１年（フ）第３７６号
千葉県印旛郡本埜村大字笠神340番地２
破産者　岩井　治郎
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１９２９５号
長野県岡谷市山下町１丁目１―37―101
破産者　小平　哲弘
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成１９年（フ）第７７３３号
東京都渋谷区渋谷１丁目11番１号
破産者　株式会社ティーケーメディアマーケティング
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成１９年（フ）第７７３６号
東京都品川区北品川３丁目６―48―401、開始決定時の住所東京都品川区上大崎３丁目５番８―1006号
破産者　木村　雄幸
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９８０９号
茨城県東茨城郡茨城町奥谷32番地１
破産者　蔦屋建設株式会社
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０９８６号
茨城県守谷市ひがし野２―１―611、開始決定時の住所茨城県つくば市下萱丸376―401
破産者　久保田はつ江
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２５７号
広島県呉市広末広１丁目３番３号
破産者　株式会社宇都宮
1　決定年月日　平成22年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第７１４号
札幌市東区東苗穂１条２丁目１番３号
破産者　有限会社大光
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５８号
秋田県男鹿市脇本田谷沢字大橋向13番地
破産者　株式会社吉田工務店
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部